

岐阜連携都市圏と岐阜スーパースとの連携に関する協定書

令和2年10月13日

岐阜市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町（この協定書において、「岐阜連携都市圏」という。）と岐阜バスケットボール株式会社（この協定書において、「岐阜スーパース」という。）は、岐阜連携都市圏におけるバスケットボールの普及および地域活性化に資するため、連携、協力関係を構築することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岐阜連携都市圏と岐阜スーパースが連携し、地域におけるバスケットボールの普及に向け、協働による事業を推進することにより、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 岐阜連携都市圏と岐阜スーパースは、次に掲げる事項について連携、協力するものとする。

- (1) 岐阜スーパースのPR及びチーム商品の販売促進に関すること。
- (2) 岐阜スーパースの地域貢献活動に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（情報保護）

第3条 岐阜連携都市圏と岐阜スーパースは、連携事項の実施に当たり知り得た情報について、関係者の同意を得ずに第三者に提供し、又は漏洩してはならない。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の期間満了の1か月前までに、岐阜連携都市圏、岐阜スーパースのいずれからも改廃の申し入れがないときは、同一条件をもうて1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、岐阜連携都市圏と岐阜スーパースが協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、岐阜連携都市圏と岐阜スーパースがそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

岐阜市  
岐阜市長

柴橋正直

山県市  
山県市長

森 宏 俊

瑞穂市  
瑞穂市長

森 和 之

本巣市  
本巣市長

藤原 勉

岐南町  
岐南町長

松原 秀 安

笠松町  
笠松町長

吉田 聖 人

北方町  
北方町長

戸 部 哲 哉

岐阜バスケットボール株式会社  
取締役社長

那 須 史 明